

あなたらしく生活するために

成年後見制度

(新居浜市社会福祉協議会 法人後見事業パンフレット)

ごあんない



成年後見制度について

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

また、本人の意思を尊重し、本人の希望にそった支援が受けられるのも特徴です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

法定後見制度	後見	判断能力がほとんどありません たとえば、このような方です。 日常的な買物も自分ではできません。 重度の認知症で、常に介護が必要な状態です。	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為(財産管理や身上監護)を代わってしたり、必要に応じて取り消したりします。
	保佐	常に援助が必要です たとえば、このような方です。 日常的な買物はできますが、重要な財産行為はできません。 本人が自覚しない物忘れが、しばしばあります。	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。 「重要な法律行為」に同意したり、取り消したりします。
	補助	援助が必要な場合もあります たとえば、このような方です。 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。 物忘れがあり、本人にもその自覚があります。	開始手続きなどに、必ず本人の同意が必要です。 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。 申立時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意したり、取り消したりします。
任意後見制度	ひとりで決められます 現在は大丈夫ですが、将来の不安に備えたいと思います。	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。 判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上監護に関する法律行為を代わって行います。	

成年後見人等にはどのような人が選ばれるのでしょうか？

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家等の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

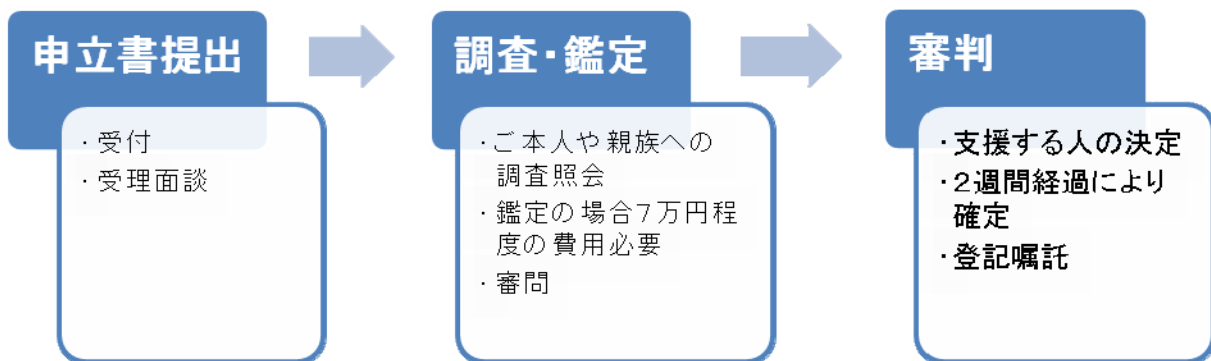
成年後見人等の役割とは？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見制度を利用するには？

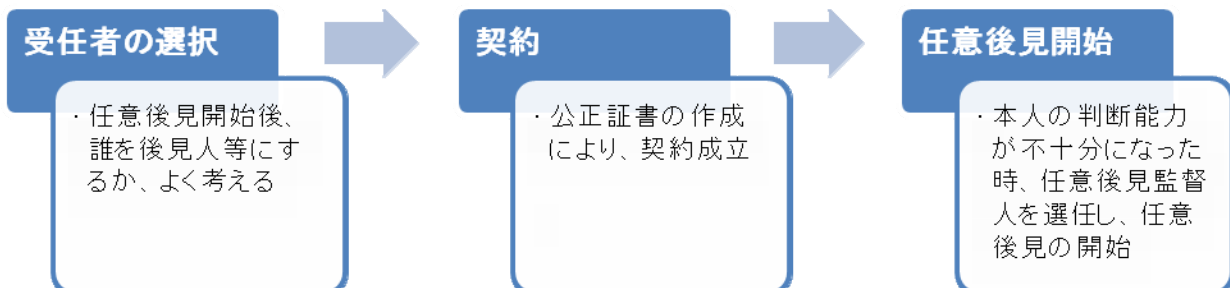
(1) 法定後見制度

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所に対する申立て手続きが必要になります。



(2) 任意後見制度

任意後見制度を利用するには、公証役場に行き公正証書による契約が必要になります。



利用料は？

裁判所に申し立てる手数料、本人の判断能力を確認するために必要な医師の鑑定や診断料、任意後見の場合、公正証書の作成費用がかかります。

※ 法定後見を申し立てる場合、おおよそ10万円程度の費用が必要です。また、後見人等への報酬にも費用がかかります。

成年後見制度利用支援事業

新居浜市では、身寄りのない方や身寄り援助が難しい方について、この制度を利用することが望ましい場合、市長が家庭裁判所に申立てを行うこととしています。その場合の費用負担の助成もあります



わからないことがあれば、お気軽にお問合せください。

新居浜市社会福祉協議会 権利擁護課

〒792-0031

新居浜市高木町2-60総合福祉センター内

TEL 47-4976